長井市が行う共催又は後援に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、団体等が行う事業又は行事(以下「事業等」という。)について、市が共催又は 後援(以下「共催等」という。)をする場合の基準及び事務取扱いに関し、必要な事項を定めるもの とする。

(用語の定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 共催 市が事業等の企画又は運営に参画し、共同主催者として責任の一部を分担することをいう。
 - (2)後援 市が当該事業を奨励することができ、当該事業の実施について、名義の使用等を承諾 することによって支援することをいう。

(使用の名義)

第3条 共催等において、市が使用を承認する名義は、「長井市」とする。

(承認の基準)

- 第4条 共催等の承認の諾否は、次に定める基準に基づき決定するものとする。
 - (1) 事業内容の基準
 - (ア) 市の施策の推進に寄与すると認められる事業等であること。
 - (イ) 堅実な活動実績を有すること等により、事業等の遂行能力が十分であると認められること。
 - (ウ) 事業等の開催場所において、公衆衛生、安全管理、災害防止等に関する措置が講じられて いること。
 - (エ) 収益を伴う事業等にあっては、事業等の内容、規模等から見て適当と認められるものであること。
 - (オ) 法令又は公序良俗に反しない事業等であること。
 - (カ) 政治的又は宗教的な目的を有しない事業等であること。
 - (キ) 市が共催等をする意義があると認められること。
 - (2) 主催者の基準
 - (ア) 国及び地方公共団体又はこれらに準ずる機関
 - (イ) 公益法人及びこれに準ずる団体
 - (ウ) 前各号に掲げるもののほか、これらのものに相当すると市が認めたもの

(承認申請書の提出)

第5条 共催等を依頼する団体等(以下「申請者」という。)は、共催等承認申請書(様式第1号) を市に提出しなければならない。

(承認、不承認の通知)

- 第6条 市は申請書の提出があったときは、共催等通知書(様式第2号)により、その旨を申請者に通知するものとする。
- 2 市は、承認に際し、申請者に必要な条件を付すことができる。

(事業内容の変更、中止)

第7条 前条の規定により承認を受けた申請者は、事業計画について変更を生じたとき又は事業を中止

するときは、速やかにその旨を市に提出しなければならない。

(承認の取消し)

第8条 市は、承認の基準を満たさなくなったとき又は虚偽の申し込みにより承認を受けた場合は、承認の取消しをすることができる。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(長井市が行う共催、後援、協賛及び推薦に関する承認基準要綱の廃止)

2 長井市が行う共催、後援、協賛及び推薦に関する承認基準要綱(平成18年告示第7号)は、廃止 する。

(経過措置)

3 この要綱の施行前の旧要綱の規程に基づき行われた承認等については、なお従前の例による。

長井市長 様

申請者 住 所 氏 名 電 話 ()

共催等承認申請書

下記事業について、貴市の 共催、後援 をいただきたく、関係書類を添えて申請します。

記

- 1. 共催等の区分 共催・ 後援
- 2. 事業等の名称
- 主催者 団体名 代表者 連絡先
- 4. 事業等の目的、内容
- 5. 開催期日
- 6. 開催場所
- 7. 参加対象及び参加見込数
- 8. 他の共催者、後援者等
- 9. 他参考事項
- ※事業等の予算書を添付すること。

様

長井市長

共催等通知書

年 月 日付けで申請のありました 共催、後援 について、下記のとおり通知します。

記

- 1. 承認の適否 承認 ・ 不承認 (理由:)
- 2. 共催等の区分 共催・ 後援
- 3. 事業等の名称
- 4. 主催者
- 5. 開催期日
- 6. 条件